

社会福祉法人真善会 宮代町地域包括支援センターもみの木 運営規程(概要)
(介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント)

(事業所の名称等)

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 宮代町地域包括支援センターもみの木
- (2) 所在地 埼玉県南埼玉郡宮代町百間1121-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者1名 (介護支援専門員兼務)
管理者は、事業所の職員の管理及び業務の実施状況の把握を一元的に行う。
- (2) 主任介護支援専門員1名以上
介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの業務を行う。
- (3) 保健師1名以上 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの業務を行う。
- (4) 社会福祉士1名以上 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの業務を行う。

(営業日及び営業時間)

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日～金曜日 (土曜日、日曜日、祝祭日、12月29日～1月3日を除く。)
- (2) 営業時間 8時30分～17時30分まで
- (3) 緊急時連絡体制 電話等により、常時連絡が可能な体制をとる。

(介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントの提供方法、内容及び利用料等)

介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントの提供方法及び内容は次のとおりとし、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額又は宮代町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱に定める額とする。

- (1) 相談の場所 事業所内又は自宅
- (2) 課題分析表の種類 居宅サービス計画ガイドライン
- (3) サービス担当者会議開催場所 事業所内、サービス事業所内又は自宅
- (4) 居宅訪問の頻度 提供開始月、提供開始月の翌月から起算して3月に1回、サービスの評価期間が終了する月、利用者の状況に著しい変化があったとき
- (5) モニタリング 少なくとも1月に1回

(通常の事業の実施地域)

通常の事業の実施地域は、宮代町とする。